○中国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

中国地方整備局長　林　正道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号及び百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
広島市東区牛田新町二丁目一九二番二〇から同市東区牛田新町二丁目一九二番一六まで	前	六〇・五一～八三・九六	
	後	六〇・五一～七一・一三	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

中国地方整備局長　林　正道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号及び四百八十二号	鳥取県八頭郡若桜町大字浅井字車堂三七三番八から同町大字浅井字樋ヶ渕二二一番一まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月一日

○四国地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び百九十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
高知県吾川郡いの町枝川字椋二七七番二から同町枝川字椋二二六五番四まで	前	四三・二五～四四・二六	
	後	八・九三～〇・〇五四	
高知県吾川郡いの町枝川字椋二二六五番四から同町波川字ハリギ三〇九番一まで	前	八・三四～三〇・八〇	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一二・五〇～一六九・一四	
	A	八・三四～三〇・八〇	
	B・C・D・E	一二・五〇～一六九・一四	
高知県吾川郡いの町波川字ハリギ三〇九番一から同町波川字五百地一〇八番一まで	前	五・二八一～〇・二一八	
	後	五・二〇四～〇・二一八	
	A	八・九三～一六九・一四	
	B・C・D・E	八・九三～一六九・一四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号	高知県吾川郡いの町枝川字ヨシカ中一二七四番六から同町字天神山六九九三番三三地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月一日

○四国地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
高知県幡多郡黒潮町拳ノ川字丸松二一六番一から同町佐賀字記念地二二四〇番一まで	前	九・五〇～七二・五〇	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	七・五九五～七・五九五	
	A	九・五〇～七二・五〇	
	B・C・D	一二・二〇～二八三・四〇	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月一日

九州地方整備局長　森田　康夫

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　福岡広域都市計画道路事業三・三・一―二十一号長浜太宰府線

三　事業施行期間　自令和七年四月一日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福岡県春日市須玖南三丁目、須玖南六丁目、須玖南七丁目、須玖北六丁目及び須玖北七丁目地内

使用の部分　なし